日本社会関連会計学会

第39回 全国大会（就実大学）

会長講演

サステナビリティ開示基準とマテリアリティ

2026年10月31日

日本社会関連会計学会会長

國部克彦（神戸大学）

kokubu@kobe-u.ac.jp

学会の存在意義

- 学会の存在意義は何か

  →学問の継承と発展

- 学問とは、研究対象の本質を追究すること

  →本質とは、研究対象についての最も深い理解

- 社会関連会計学会が対象とすべき喫緊課題は何か？

  →サステナビリティ開示の義務化がもたらす社会的影響の解明

サステナビリティ情報の開示の進展

- 2026年２月、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG中間論点整理」（2025年７月公表）を踏まえて内閣府令を改正。**比較可能性の向上の観点**から、2027年３月期より、**時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社**に対し、民間のサステナビリティ基準委員会が策定した**SSBJ基準に従った情報開示**を義務化。
- 併せて、人的資本（従業員の状況等）についての開示事項を追加。

有価証券報告書（主な項目）

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  - 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
  - **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  - 事業等のリスク
  - 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析 等
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
  - コーポレート・ガバナンスの状況等
  - **従業員の状況等**
- 第5　経理の状況
  - 連結財務諸表、財務諸表 等

：

2023年改正

2023年３月期から適用

- **「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄**を新設
  - ✓ サステナビリティ事項に関し、「ガバナンス」、「リスク管理」について開示
  - ✓ 「戦略」と「指標及び目標」の開示は、各企業が重要性を踏まえて判断
  - ✓ 人的資本（「人材育成方針」や「社内環境整備方針」）については「ガバナンス」、「リスク管理」のほか、「戦略」と「指標及び目標」も開示

2023年３月期から適用

- 「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金差異」を開示

2026年改正

2027年３月期から適用

① 一定のプライム市場上場企業
- ✓ **SSBJ基準**に従い、**気候変動**のほか、企業が重要と考えるサステナビリティ事項(注)に関して「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」について開示

（注）人材育成方針等の人的資本については、SSBJ基準に基づく開示がなされない場合であっても、従来どおりの開示は必要

② ①以外の企業
- ✓ 従来どおり開示

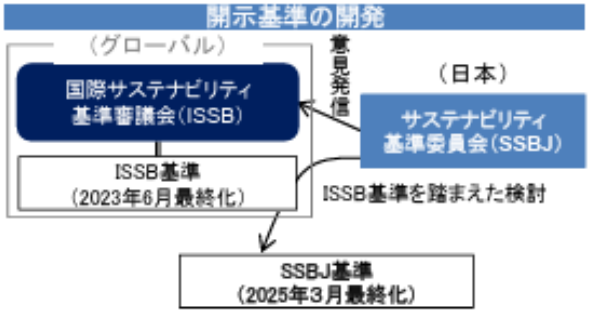

2026年３月期から適用

- 「人材戦略に関する基本方針」、「従業員給与等の決定方針」、「平均年間給与の対前年増減率」を開示

（注）「従業員の状況等」の位置を、「第1　企業の概況」から「第　4提出会社の状況」に移動

金融庁資料

2つの研究プロジェクト

- 日本社会関連会計学会40周年記念研究プロジェクト
  「サステナビリティ開示基準の実践的有効性の研究」
  （國部、翁、金森、北田、阪、田中、中尾、梨岡、東田、牟禮）
- 日本会計研究学会・研究機会プロジェクト（日本証券アナリスト協会）
  「機関投資家インタビュー調査に基づくSSBJ基準の実践的有効性の研究 」
- 調査内容：
  ①サステナビリティ開示の実践上の課題は何か？
  ②サステナビリティ情報は機関投資家の判断に有効か？
- 中間的な知見
  ①機関投資家は総じてSSBJ基準に期待していない。サステナビリティ開示基準が投資意思決定に有効な証拠は確認できない
  ②サステナビリティ情報開示の基準化、制度化は、ユニバーサルアセットオーナーのサステナビリティに対する漠然とした情報ニーズから生じている。
  ③企業は、SSBJ基準の義務化の下で、効果の分からない情報開示に疑問を感じている。しかし、それを是正するためのマテリアリティの判断については関心がない

サステナビリティ開示基準の限界

- リスク情報の開示に偏った開示体系
  →IFRS/ISSBは2017年のTCFDの最終提言を骨格としており、当時の時代環境（金融危機の後遺症とパリ協定成立直後）を色濃く反映しており、リスク偏重の開示体系となっている
  →気候関連情報開示の枠組みを他のサステナビリティ課題にも適用している

- サステナビリティ開示基準を会計基準設定機関（IFRS/ISSB）が開発したので、サステナビリティとは関係のない会計基準との整合性が重視される
  →マテリアリティや価値(value)などのキーワードの解釈が会計基準に拘束される
  →サステナビリティ評価手法を会計制度と同じ精度であることを前提にして、保証を要求している

- 基準改善の鍵は、基準の中にある＝原則主義（principle-based）
  →重要性/マテリアリティ原則の適用が必須

サステナビリティ開示の目的

目　的

1.　本基準の目的は、財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることにある。

2.　サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならない。また、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得ないサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報については、開示する必要はない。

SSBJ「一般基準」

重要性(マテリアリティ)

Ⅰ．原　則

20.　サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない。

21.　サステナビリティ開示基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならない。

22.　情報に重要性がない場合、サステナビリティ開示基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はない。たとえサステナビリティ開示基準において、具体的な開示項目を列挙していたり、最低限開示すべき事項を定めていたりする場合であっても、情報に重要性がないときには、これを開示する必要はない。

ⅱ．重要性

A10.　情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、特定の報告企業に関する情報を提供する報告書に基づいて財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は関連性の企業固有の一側面である。情報の重要性は、企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において評価され、その情報が関連する項目の性質若しくは規模（又はその両方）に基づくものである。

SSBJ「ユニバーサル基準」

2026年ESRSの改定によるマテリアリティ判断の厳格化（改定ESRS 1，para. 24）

Except for information that it may decide to disclose in accordance with section 8.2. *Presentation of supplementary information included in the sustainability statement*, the undertaking shall not disclose information prescribed by an ESRS DR or datapoint if that information is not material and shall not disclose information that is not material when disclosing entity-specific information in accordance with paragraph 11.

企業は、第8.2節「サステナビリティ報告書に含まれる補足情報の表示」に従って開示することを選択できる情報を除き、ESRSの開示要求事項（DR）またはデータポイントによって要求される情報について、当該情報に重要性がない場合には、これを開示してはならない。また、第11項に従って企業固有の情報を開示する場合にも、重要性のない情報を開示してはならない。

→2026年CSRDオムニバス改正を受けたESRSの改定で、重要性（マテリアリティ）のない情報は、省略してもよい（may omit)から、開示してはならない(shall not)に変更

基準におけるマテリアリティ適用の構造上の問題

- SSBJ「適用基準」「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示」
  - Ⅰ．原則
  - Ⅱ．サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
  - Ⅲ．バリューチェーンの範囲の決定
  - Ⅳ．識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別

→財務諸表におけるマテリアリティの適用ステップと整合（IFRS Practice Statement 2）

- 実務上、ⅡとⅢを区別することが困難。

→Ⅱの識別を、これまでの「マテリアリティ」で実施し、選別されたトピックの情報は重要性を評価せずに、基準に従って開示するケースがある。
→重要でない情報が量産される可能性

- マテリアリティ概念を整理し、「マテリアリティの特定」と「SSBJ基準の重要性」を区別して連携させることが必要

マテリアリティを適用して
サステナビリティ開示を改善するには

- マテリアリティ概念の再整理
  企業経営の立場からは、以下のステップでマテリアリティを絞り込むべき
  ①価値創造のマテリアリティ（経営戦略の対象）
  ②インパクト・マテリアリティ（サステナビリティのトピックの選別）
  ③サステナビリティ開示基準のマテリアリティ（開示すべき情報の選別）
  ④財務会計・監査のマテリアリティ（財務諸表への掲載の判断）

- サステナビリティ開示基準の偏りをマテリアリティで是正するという意識を社会的に醸成することが重要
  →サステナビリティ情報の有用性について、アカデミアが中立的な立場から発信することや、社会的に議論する場を作ることが必要。

- マテリアリティの判断を社会的経験として蓄積する
  →経験の蒸留としてのサステナビリティ開示を社会的に創り上げる

財務会計は、現在では、基本的に歴史的な性格を有するものと一般に認識されている。その最も重要な機能は、企業の財務的経験の本質を抽出して提示することにあり、それによって、現在および将来に影響する意思決定を、過去に照らして行うことができる。会計のルールは、法律のルール以上に、論理ではなく経験の産物である。

George O. May, Financial Accounting: A Distillation of Experience, 1943
ジョージ・O・メイ『財務会計―経験の蒸留』

ジョージ・O・メイ（1875-1961）

11月26日(木)
法政大学にて、
「マテリアリティでつなぐ価値創造と
サステナビリティ開示」
シンポの開催

基調講演
國部克彦(神戸大学)
北田皓嗣(法政大学)
パネリスト:
吉丸健一郎(JT)
大畠彰雄(野村アセットマネジメント)
齋尾浩一朗(あずさ監査法人)
中尾悠利子(関西大学)

申込先
https://riim.ws.hosei.ac.jp/news/202610137048.html